2026 年 6 月診療報酬改定　施設基準に係る掲示事項

2026 年 7 月 1 日更新

●明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、薬剤名や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

●選定療養費に係る長期収載品について

長期収載品（後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品）を患者さまの希望で使用する際に、選定療養費として患者さまの自己負担が発生します。

【対象となる場合】

・院外処方

・院内処方

【対象となる医薬品】

・後発医薬品が市販されて５年以上経過した長期収載品

・後発医薬品への置換え率が５０％以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

・医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合

・後発医薬品の提供が困難な場合

【自己負担額】

・長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の２分の１

※選定療養費には別途消費税も必要となります

※選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

※国や地方単独の公費負担医療制度(指定難病・重度・ひとり親などの医療費受給者証をお持ちの方)をご利用の場合も負担の対象となります。

当院は下記の届出・算定をしている保険医療機関です

・明細書発行体制等加算
・一般名処方加算
・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合１）
・導入期加算１
・腎代替療法充実体制整備加算
・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
・酸素の購入価格の届出
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）